

三重県土地開発公社定款

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

（名 称）

第 2 条 この土地開発公社は、三重県土地開発公社と称する。

（設立団体）

第 3 条 この土地開発公社の設立団体は、三重県とする。

（事務所の所在地）

第 4 条 この土地開発公社は、事務所を三重県津市に置く。

（公告の方法）

第 5 条 この土地開発公社の公告は、三重県公報に掲載して行う。

第 2 章 役 員 及 び 職 員

第 1 節 役 員 及 び 職 員

（役 員）

第 6 条 この土地開発公社に、次の役員を置く。

- （ 1 ） 理 事 7 名以上 12 名以内（うち理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 2 名以内）
- （ 2 ） 監 事 2 名以内

(役員の職務及び権限)

第 7 条 理事長は、この土地開発公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 常務理事は、理事長の命を受けてこの土地開発公社の業務を掌理し、理事長の定める順により理事長および副理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 理事は、規定の定めるところにより、この土地開発公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 16 条第 8 項に規定する職務を行う。

(役員の任命)

第 8 条 理事及び監事は、三重県知事が任命する。

2 理事長、副理事長および常務理事は理事のうちから三重県知事が選任する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第 10 条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第 11 条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第 12 条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、または、自ら営利事業に従事してはならない。

第 2 節 理 事 会

（設置及び構成）

第 13 条 この土地開発公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

（招 集）

第 14 条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、または、理事の半数以上の者もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときすみやかに理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

（理事会の議事）

第 15 条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または議決権を他の理事に委任することができる。この場合において、当該理事は出席したものとみなす。

5 理事長は、緊急を要する事項または軽易な事項については、書面により賛否を求めて、理事会にかえることができる。

6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（理事会の議決事項）

第 16 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

（１）定款の変更

（２）業務方法書の制定若しくは改正

- (3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
 - (4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書
 - (5) 規程の制定または改正若しくは廃止
 - (6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
 - (7) その他この土地開発公社の運営上理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号から第3号までに掲げる事項については、出席理事の三分の二以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第17条 この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - ホ 観光施設事業の用に供する土地
 - ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な土地
- (2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第18条 この土地開発公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第19条 この土地開発公社の資産は、基本財産とする。

2 この土地開発公社の基本財産の額は、520万円とする。

3 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

(事業年度)

第20条 この土地開発公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算等)

第21条 この土地開発公社は、毎事業年度、予算、事業計画、及び資金計画を策定し、当該事業年度開始前に、三重県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(財務諸表)

第 22 条 この土地開発公社は、毎事業年度、前事業年度の終了後 2 か月以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て三重県知事に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第 23 条 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第 24 条 この土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第 5 章 雑 則

(解 散)

第 25 条 この土地開発公社は、理事会で出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得たうえ、三重県議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

2 この土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、三重県に帰属させる。

(規程への委任)

第 26 条 この土地開発公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、財団法人三重県開発公社から三重県土地開発公社への組織変更の日から施行する。

(最初の役員の任期)

- 2 この土地開発公社の最初の役員の任期は、第 9 条の規定にかかわらず、三重県知事が定めるところによる。

(最初の事業年度)

- 3 この土地開発公社の最初の事業年度は、第 20 条の規定にかかわらず、財団法人三重県開発公社から三重県土地開発公社への組織変更の日の翌日から昭和 49 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、昭和 48 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この定款は、主務大臣の変更認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の変更認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の変更認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この定款は、主務大臣の変更認可のあった日から施行する。